

令和7年10月2日

入間市長 杉島 理一郎 様

入間市障害者福祉審議会

会長 今井 英雄

入間市重度心身障害者医療費助成事業の見直しについて（答申）（案）

令和7年5月26日付け入障第330号で諮問を受けた「入間市重度心身障害者医療費助成事業の見直しについて」は、3回の審議会を開催し、慎重に審議を重ねた結果、下記のとおり答申いたします。

記

1 答申にあたって

重度心身障害者医療費助成事業は、埼玉県から2分の1の補助を受け実施しています。この度、県は精神障害者保健福祉手帳2級所持者を新たに助成対象に加えることを決定しました。この対象拡大は、精神障害者の定期的な通院等を促進し、再発や重症化を予防することで、体調の安定化を図り、精神科への入院を減少させることを目的としています。

よって、本市としても、県の方針に準じて対象を拡大し、精神障害者が地域で自立した生活を安定して送ることができる社会の実現を目指すべきと考えます。

一方で、助成対象の拡大により事業費の増大が見込まれることから、市重度心身障害者医療費助成事業の補助基準を県と同一にし、一体的に運用していくことが、今後も安定かつ適切に事業を実施していくうえで重要と考えます。このため、県の補助対象外である入院時の食事療養費の助成を見直すことはやむを得ないと考えます。

2 答申事項

- (1) 精神障害者保健福祉手帳2級所持者を、新たに入間市重度心身障害者医療費助成事業の対象とする。対象となる医療費は、自立支援医療における精神通院医療に係る自己負担額とする。開始時期は令和8年4月1日とする。
- (2) 本市の独自施策である入院時の食事療養費の助成については、廃止する。ただし、本市の子ども医療費の制度に合わせ、満18歳に到達する年度末までは全額を助成する。見直し時期は令和8年10月1日とする。